

第7回 標準委員会 研究炉専門部会議事録

1. 日時 2002年9月25日(水) 14:00~16:30
2. 場所 日本原子力学会 会議室
3. 出席者(敬称略)
(出席委員) 中澤(部会長), 中島(副部会長), 丹沢(幹事), 西郷, 三田, 鈴木, 鶴田, 西村, 早川, 平山, 廣田, 松本, 宮坂(13名)
(代理出席委員) 宇根崎(小林(捷)代理), 山内(最首代理)(2名)
(欠席委員) 小林(久)(1名)
(常時参加者) 村山(1名)
(発言希望者) 岡本(1名)
(事務局) 太田, 市園

4. 配付資料

- RTC7-1 第6回 標準委員会 研究炉専門部会議事録(案)
- RTC7-2 標準委員会 専門部会運営通則(抜粋)
- RTC7-3 人事について
- RTC7-4 標準委員会の活動概況
- RTC7-5 分科会の活動状況
- RTC7-6 研究用原子炉の廃止措置に関する基本的考え方(案)
- RTC7-7 同上 に対する標準委員会委員コメント対応表(案)
- RTC7-8 標準制定スケジュール(案)

参考資料

RTC7-参考1 日本原子力学会標準講習会のご案内

5. 議事内容

議事に先立ち、事務局より、委員16名中、代理委員を含め15名の委員の出席があり、決議に必要な委員数(12名以上)を満足している旨の報告があった。

(1) 前回議事録の確認

前回議事録(RTC7-1)について承認された。

(2) 新役員の選任

a. 部会長選挙

15名の出席委員(代理を含む)による無記名投票の結果、委員総数(16名)の過半数票(9名以上)を得た中澤委員が部会長に選出された。

投票結果 中澤 15票 / 全15票中

b. 副部会長・幹事の指名

部会長により中島委員が副部会長に、また、部会長、副部会長の協議により、丹沢委員が幹事に指名された。また、部会長より、取り敢えずこれで行くが、適当な時期に平山委員も幹事に加えたいとの意向が述べられた。

(3) 人事について

a) 事務局より、研究炉廃止措置分科会で中島照夫委員が主査に選任された旨の報告があり(RTC7-3)、これを全員一致で承認した。

b) 事務局より、9月時点で、委員が16名となっており、標準委員会からは、エンジニアリング会社等の業種の委員が居ないことについて検討するよう指示されている旨の報告があった。

・中澤部会長より、加速器関係は進展なし、今後遮蔽関係の案件が主体になってくるが、これに捕われず、広い観点から人選をしたいとの意見が述べられた。

・引き続き、次回検討を行うこととした。

(4) 標準委員会の活動状況について

事務局より、第12回標準委員会での研究炉廃止措置分科会で作成した標準案の中間報告時の審議を中心とした報告を行った(RTC7-4)。

(5) 分科会報告

中島副部会長、平山委員より、RTC7-5に沿って、分科会活動状況について以下のような報告を行った。研究炉廃止措置分科会に係わる審議は(6)で行われた。

(放射線遮蔽分科会)

・線量換算係数について、次回に解説の原案ができると思われるので報告したい。

・ビルドアップ係数については、データベース作りの目途が付いたところであるが、まだ資料の段階には至っていない。

・遮蔽材料(特にコンクリート)の標準化を求める意見が出され、担当グループで検討することになった。

(6) 研究用原子炉の廃止措置に関する基本的考え方(案)〔本報告〕

村山氏より、RTC7-6, 7-7に沿って、分科会で作成中の標記についての報告があり、以下のような審議が行われた。

- ・サイト解放とは、必ずしも更地にすることではなく、建屋の残存を許容しているはず、更地にすることと取られないような書き方が必要。
- ・燃料取り出しが通常の運転で行われる炉は、通常の処置に従って行えば良いが、特別な運転となる炉では何らかの記載が必要。
- ・廃炉の開始を燃料取り出し以降と定義しているため、その準備段階の作業が廃炉の開始ではないことが読めるようにする必要がある。廃止措置(開始)の前に準備の項を設ける必要がある、ここには安全上重要な事項のみを書けば良い。
- ・一般に研究炉は通常の運転手順の中で設備的にも法律的にも全ての燃料を炉心から取出すことは(全炉心退避)可能である。
- ・11頁11行の「(転用とは)廃止措置の完了を待たなくとも」は、廃止措置が完了しないことになり、転用できるとする考え方と矛盾する。転用のための検査を受け、廃止措置を完了させ、その後転用というのが正しい。
- ・13頁16行の「安全で合理的なレベル」は、「安全で合理的なレベルあるいは転用先の基準に合致しているレベル」と追加修正する。また、転用先の基準に合致しているレベルに関して、JPDRの具体例を書いておく。
- ・転用とは、何に使っても良いというものではなく、条件がある。そのことを本体にもしっかり書いておくべき。
- ・転用は本標準にとって基本的な概念であり、盛り込むことが重要である。これに係わる法律には不備な点がある。法改正との関連は議論せず、本標準はあくまでも実体を踏まえた技術論で書くべき。
- ・旧のJPDR指針は、現在は原子炉施設全般を対象とした指針になっている。この指針と対比、比較して、この標準はこのような観点から作ったという特徴が現れる形で整理する必要がある。以前に作成した対比表を見直し、利用する。
- ・研究用原子炉の解説には、「通常、研究炉とも言われる。」を追記する。
- ・23頁に廃止措置完了の表を追加して、JPDRを記載する。

審議の結果、本案については妥当なもので、本日の議論を踏まえた修正、及び更なるコメントを受け必要ならば修正を行ったもので、決議投票に移ることを全会一致で決定した。尚、追加のコメントにより決議投票実施に支障が生じるか否かの判断については、部会長に一任することとした。

(7) 今後の予定

- ・9月30日までに新たなコメントがあれば事務局まで寄せる。
- ・投票に入る判断は2週間以内に部会長が行い、投票に入る場合、10月7日、又は14日の週から行うことを目途とする。
- ・適当な時期に、近藤委員長、関係官庁への説明を考える。

(8) その他

事務局より、標準の委員名簿が決議投票に参加した委員名を書いていることから、「原案の作成に最も貢献した前主査(高柳氏)の名前が載らないこととなりおかしい」との意見が、分科会より出されている旨の報告があった。部会としても同様に考え、分科会主査のみ載せる案、委員も含めて全て載せる案、これに在任期間も記載する案が出され、基本方針検討タスク、委員会で検討するよう要望することとした。

6. 次回開催予定

第8回専門部会は、12月10日、14:00～に行うこととした。

以上